

令和7年2月犬山市議会定例議会会議録

第1号 2月25日（火曜日）

◎議事日程 第1号 令和7年2月25日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会期間の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 施政方針演説
- 第5 第2号議案から第34号議案まで
(議案上程説明)
- 第6 陳情の委員会送付について

◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会期間の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針演説
- 日程第5 第2号議案 犬山市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第3号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について
- 第4号議案 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第5号議案 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第6号議案 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第7号議案 犬山市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第8号議案 犬山市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第9号議案 犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第10号議案 犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について
- 第11号議案 犬山市手数料条例の一部改正について
- 第12号議案 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第13号議案 犬山市産業廃棄物保管の規制に関する条例の一部改正について
- 第14号議案 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第15号議案 犬山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

- 第16号議案 市道路線の廃止について
 第17号議案 市道路線の認定について
 第18号議案 犬山市公平委員会委員の選任について
 第19号議案 令和7年度犬山市一般会計予算
 第20号議案 令和7年度犬山市国民健康保険特別会計予算
 第21号議案 令和7年度犬山市犬山城費特別会計予算
 第22号議案 令和7年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計予算
 第23号議案 令和7年度犬山市介護保険特別会計予算
 第24号議案 令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算
 第25号議案 令和7年度犬山市水道事業会計予算
 第26号議案 令和7年度犬山市下水道事業会計予算
 第27号議案 令和6年度犬山市一般会計補正予算（第8号）
 第28号議案 令和6年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第3号）
 第29号議案 令和6年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算（第3号）
 第30号議案 令和6年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 第31号議案 令和6年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 第32号議案 令和6年度犬山市水道事業会計補正予算（第3号）
 第33号議案 令和6年度犬山市下水道事業会計補正予算（第3号）
 第34号議案 犬山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

日程第6 陳情の委員会送付について

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 長谷川 敦 君 議事課長 大鹿 真 君

主 査 補 高 橋 万祐子 君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	武 内 雅 洋 君	健康福祉部長	高 木 衛 君
子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	都市整備部長	森 川 圭 二 君
都市整備部次長	丸 井 良 修 君	経済環境部長	新 原 達 也 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	総 務 課 長	舟 橋 正 人 君

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまから、令和7年2月犬山市議会定例議会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、6番 島田亜紀議員、11番 岡 寛議員を指名いたします。

日程第2 議会期間の決定

◎議長（柴田浩行君） 日程第2、議会期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。2月定例議会の議会日程は、配付いたしました議会日程案のとおり、本日から3月21日までの25日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

令和7年2月定例議会 議会日程（案）

議会期間：25日間（2月25日（火）～3月21日（金））

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	摘 要
第1日	2. 25	火	午前10時	○再 開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○施政方針演説 ○議案上程説明 ○陳情の委員会送付
第2日	26	水		○精 読
第3日	27	木	午前10時	○人事院勧告関連条例案件・補正予算 案件に対する議案質疑・委員会審査 ・討論・採決
第4日	28	金		○精 読
第5日	3. 1	土		○休 会

第6日	2	㊥		○休 会
第7日	3	月		○精 読
第8日	4	火	午前10時	○一般質問
第9日	5	水	午前10時	○一般質問
第10日	6	木	午前10時	○一般質問
第11日	7	金		○休 会
第12日	8	㊦		○休 会
第13日	9	㊥		○休 会
第14日	10	月	午前10時	○一般質問
第15日	11	火	午前10時	○議案質疑
第16日	12	水	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第17日	13	木		○全員協議会
第18日	14	金		○部門委員会
第19日	15	㊦		○休 会
第20日	16	㊥		○休 会
第21日	17	月		○部門委員会
第22日	18	火		○部門委員会
第23日	19	水		○休 会
第24日	20	㊦		○休 会
第25日	21	金	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、議会日程は25日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

◎議長（柴田浩行君） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した旨の報告が1件ありましたので、これを各位へ配付いたしました。

次に、去る2月10日に開催された第125回愛知県市議会議長会定期総会に、副議長及び議事課長が出席いたしましたので、その顛末を各位へ配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針演説

◎議長（柴田浩行君） 日程第4、施政方針演説を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） おはようございます。それでは、今議会に提出いたしました令和7年度当初予算をはじめ、諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。議員各位並びに市民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

重ねて申し上げます。今年の犬山のキーワードは、「ちょうどいい」です。何が「ち

ようどいいか」、まちの大きさも人口規模もちょうどいいし、まちがあって田舎がある。まち過ぎず、田舎過ぎず、このバランスがちょうどいい。文化的、歴史的、自然的地域資源に恵まれているし、名古屋や岐阜に車でも電車でも近い。こんなまちはほかにはありません。決して大きくないまち犬山で鉄道駅が7駅もあるのだから、それぞれの駅を生かした地域づくりができます。それに災害に強いことも強みだし、41号の6車線化が五郎丸まで完了してアクセスがよくなったことで、企業誘致や新しい犬山づくりのチャレンジができます。

そう、犬山は何をするにも「ちょうどいい」まちなんです。だから成長する可能性と潜在力が多くあるし、さらに求心力のあるまちづくりができと思っています。

そこで、今議会は「住むまち いぬやまの魅力充実！予算」と位置づけました。

「住むまち いぬやまの魅力充実！予算」には、未来の子どもたちへ投資していきたい。子どもの成長や子育てをみんなで応援していきたい。犬山の新時代を見据えて、犬山づくりを前に進めていきたい。市民皆さんに寄り添い、充実した犬山ライフを実行していきたい。犬山のよきところを再発見し、これからに生かしていきたい。そうした強い思いとメッセージを込めさせていただいています。

でも、当たり前ですが、時間の流れや変化がこれだけ早い今、これまでどおりの市政運営では前に進まないし、金太郎あめのような、どこにでもあるまちづくりで犬山の成長は望めません。

ですから、思いをカタチに変えるために、これまでのルールや慣例、当たり前は、守るだけでなく、変えるものの意識を強く持ち、社会の変化に対応できるよう取り組んでまいります。ルールは正義じゃなく、その時代に見合った約束事だと考えています。ただし、「人を大切にすること」、「地域を大切にすること」に変わらぬこだわりは、持ち続けます。

それでは、ここから「住むまち いぬやまの魅力充実！予算」令和7年度当初予算について、その全体像をお示しした上で、主要施策について、部局ごとにご説明申し上げます。

令和7年度当初予算の規模につきましては、一般会計では、309億7,923万4,000円となり、対前年度比では11.4%、31億7,143万4,000円の増額で過去最大となりました。また、特別会計と企業会計を合わせた全会計の総額では、513億6,320万2,000円となり、対前年度比では6.6%、31億8,798万5,000円の増額となりました。

一般会計のうち歳入につきまして、まず、市税では、令和6年度からの増収を見込み、個人市民税は、9,645万5,000円の増額となる44億4,076万4,000円、法人市民税は、1億9,304万5,000円の増額となる11億8,130万7,000円、その他諸税を合わせた市税全体では、4億4,193万8,000円の増額となる125億2,784万9,000円を計上しました。

次に、地方消費税交付金につきましては、原資となる地方消費税の増収が想定されていることから、令和6年度と比べ、2億5,549万4,000円の増額となる19億5,639万5,000円を計上し、地方交付税におきましても、原資となる国税で増収が想定されていることなどを受け、令和6年度と比べ、4,662万7,000円の増額となる21億9,711万円を計上しました。

財源確保の面では、ふるさと納税が上げられますが、総務省のレギュレーション厳格化の影響からなかなか脱却することができず、令和6年度と比べ、2億7,000万円の減額となる4億円を計上しました。

引き続き、減額分を挽回するために新たな記念品開発など、工夫と努力の積み重ねを続けてまいります。

一方、事業債の活用にあたっては、財政規律を重視しながらも、増大する扶助費や人件費などの上昇の影響もあり、市債では大幅な事業債の活用をすることとしました。市債全体としては令和6年度に比べ7億8,081万4,000円の増となる16億3,060万円を計上しました。

歳出につきましては、予算科目の款別で金額の大きな順に申し上げますと、社会保障費が多く含まれる民生費が121億9,622万円（※18ページに訂正発言あり）で全体の40.3%を占め、次いで4億円のふるさと納税の基金への積立金が含まれる総務費が47億1,540万1,000円、小中学校の空調設備整備費が含まれる教育費が36億8,137万2,000円と続いています。

なお、歳入と歳出の乖離である財源不足分につきましては、財政調整基金からの繰入金により補填しました。ここに補正予算を加味した基金の残高は、約13億2,000万円を確保しています。

近年、高齢者人口の増加による社会保障費の増や人手不足、公務員制度改正などによる人件費増など、義務的経費が増加傾向となっていますが、そのような中でも、屋内型キッズスペースの整備や新羽黒子ども未来園の整備、新たな家庭訪問型の子育て支援事業など、未来の子どもたちへの事業について重点配分を行いました。

現時点での市税収は堅調に推移する見込みですが、今後の財政需要はもとより、突発的な自然災害に備えるなど、基金残高を意識しながら、実施すべき事業を見極めました。

これ以降は、主要施策を部局ごとに申し上げます。

初めに「経営部」です。

犬山市は、「来るまち」だけでなく、「住むまち」としての魅力を高め、発信することを進めています。

令和7年度からは、人口減少に直面する中で、地方創生に向けた施策をまとめた新しい総合戦略「いいね！いぬやま総合戦略2025-2030」をスタートさせます。

その中で、今後の地方創生を推進する一つのポイントとして、観光などで一時的に訪れる「交流人口」ではなく、犬山市にゆかりがあり、愛着を感じ、犬山市を応援してくれる方々、令和5年度に創設した「ずっといぬやま応援団」をはじめ、地域や地域の人々と多様な形態で関わる「関係人口」の増加に積極的に取り組んでまいります。

市の魅力発信という点では、令和7年10月号から市広報紙「広報犬山」をリニューアルします。表紙を新しいデザインに一新し、紙面のコーナーやデザインも一部見直し、さらに分かりやすく、また、市民をはじめ多くの皆さんが、犬山市の魅力を再発見し、まちへの関心や愛着を抱くきっかけとなる、より身近な情報誌を目指します。

また、令和7年には戦後80年という節目の年となります。未来を担う子どもたちをはじめ、市民皆さんに平和の尊さを改めて感じていただく機会として、当市とのご縁がある鹿児島県の知覧特攻平和会館と連携した事業実施の可能性を探っていきます。

企画広報課内に、新たに「なんでも対応担当（市民相談室）」を設け、相談窓口を強化します。現状、会計年度任用職員2名を配置している相談員に、行政経験豊富な正規職員を加えた体制に変更し、これまで以上に市民に寄り添う市役所を目指してまいります。

職員の働きやすい職場環境整備の一環として、過度な要求やクレームなどの「カスタマーハラスメント」から職員を守り、安心して業務を遂行できるよう、市役所本庁舎において通話録音機能を導入します。

電話対応の際に、事前に録音する旨のメッセージを相手に伝え、通話内容を記録する仕組みで、カスハラ対策のほか、事実確認や問題解決にも利用することにより、市民サービスの向上や業務改善につなげていきます。

また、内部通報制度の強化に着手します。弁護士など第三者の通報窓口を新たに設置し、通報者が不利益な取扱いをされることなく、安心して通報できる環境を整備することで、不正行為などの情報の提供を促し、組織内の不正や問題を早期に発見、解決できるよう取り組んでいきます。

利便性の高い市民サービスの提供や効果的・効率的な行政運営を行うため、引き続きデジタル技術を使いこなす外部人材を活用しながら、客観的・専門的な観点から市の業務や市民サービスを分析し、デジタルトランスフォーメーション推進を加速させ、市民が「行かなくてもよい市役所」を目指してまいります。

また、令和7年度末までに、法律に基づき実施することが示されている基幹系情報システムのガバメントクラウド及び標準準拠型システムへの移行については、より安全で円滑な移行を実施してまいります。

次に「市民部」です。

市民活動・地域活動の支援については、協働プラザを中心に地域活動の担い手育成や地域の課題解決に向けた事業を実施するとともに、3年間の契約で行っている協働プラザ運営事業について、令和7年度で契約期間が満了となることから、事業者の選定に向けた準備を進めていきます。

犬山市民交流センターについては、改修工事に向けた実施設計を行います。この実施設計と並行して温水プールの在り方についても検討を進めていきます。

また、「南部公民館の旧レストランスペース」は、地域の皆さんが交流し、活動できる場として、羽黒地区コミュニティ推進協議会の事務所を併設し、令和7年4月にするすみ交流センターをオープンします。

多様な価値観、背景を持つ全ての市民が、安心して暮らし、互いに尊重しあえるまちにするために、多文化共生の推進や性的マイノリティの方への理解促進などの施策を実施していきます。

市役所窓口に電話通訳システムを導入し、これまで対応が難しかった言語にも対応できる体制とします。また、多言語情報誌を発行し、外国人市民が必要とする情報を直接届けます。令和6年度に引き続き、外国人市民及び市民皆さんと行政との距離を縮めて理解を深めるため、多文化交流マルシェを実施します。

防災については、住民が主体となって参加する訓練として、総合防災訓練を羽黒小学校で、土砂災害の危険のある地区での災害に備える訓練を楽田倉曾地区で実施します。これらの訓練により、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、ペットとの同室避難や福祉避難所、ボランティアセンターの開設訓練を繰り返し行

いながら、避難所運営の改善に努めていきます。

地震対策における自助の取組を推進するため、家具等の転倒防止器具の購入及び設置の費用の補助を新たに導入します。

公共交通では、公共ライドシェアを引き続き運行し、利用状況を分析しながら、令和8年度以降の方向性を検討していきます。

交通防犯対策については、自転車乗車用ヘルメット購入費の補助を継続し、ヘルメット着用の普及啓発に努めていきます。また、自宅を犯罪から守るための対策費の補助や特殊詐欺による高齢者への電話を未然に防止するための電話機器の購入費の補助を継続し、防犯カメラを計画的に増設することで、安全で安心なまちづくりの推進に努めていきます。

次に「健康福祉部」です。

「重層的支援体制整備事業」を全市的に展開していくため、市民向けの講演会をはじめ、支援者を対象とした連携強化や包括的相談支援充実のための研修会などを実施するとともに、団体や企業などと「地域共生社会実現に向けた包括連携協定」を締結することで、市民の活躍の場や参加の機会を創出する「参加支援事業」を拡充していきます。

また、近年増加傾向にある生活困窮者からの相談については、「くらし自立サポートセンター」の支援相談員を中心に丁寧な聞き取りを行い、就労自立に向けた支援や利用可能な制度の説明を行うとともに、生活保護が必要と思われる方には、市民のセーフティネットとしての役割を果たせるよう、相談員同士の連携を図り、アウトリーチを行うことで、申請につなげていきます。

さらに、地域福祉の中心となる犬山市社会福祉協議会の運営の安定を支援するとともに、災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。

障害者のタクシー利用助成について、令和7年度より非課税世帯に属する対象者に、これまでの基本料金の助成と併用して使える利用料金の助成を開始します。

また、手話が言語であるとの理解を促すために、手話サポーターによる「手話による読み聞かせ」や、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することができる環境をつくるため、市内の筆談ボード設置箇所と障害者も利用しやすい配慮のある店舗「やさしいおみせ」を増やします。

加えて、困っている人への声かけ方法を学ぶ「声かけサポート講座」を開催し、障害の有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、施策を実施します。

令和8年度に実施する「第11次高齢者福祉計画・第10次介護保険事業計画」の策定に先立ち、市民皆さんのニーズや、介護サービス事業所の実情などを把握するための調査を行います。合わせて、令和6年に施行された認知症基本法に基づき、当市の認知症施策推進計画を新たに策定するための調査も実施します。

令和7年度には、団塊の世代の全ての方が後期高齢者となります。高齢者の在宅ニーズに向き合い、虐待や認知症による生活不安など、増加、多様化、複雑化する諸課題に対応するため、令和6年度に着手した高齢者あんしん相談センターの体制強化を推進するなど、当市ならではの地域包括ケアシステムの構築を目指します。

令和6年度に引き続き、高齢者タクシー助成事業の拡充を実施します。令和7年度には、85歳以上の高齢者のうち、住民税非課税世帯に属する方に対して、これまでの基本料金助成に加え、年間1万2,000円の利用料金の助成を行います。

国民健康保険事業では、事業運営に必要な税収を確保するに当たり、国民健康保険税率の引上げについて、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、被保険者の負担の激変緩和を図るため、保険税以外の財源として国民健康保険事業基金に加え、令和10年度までの5年間に限り、市一般財源より不足額を補填することとし、増税幅を全体としておおむね6%に抑制することに努めます。

また、国民健康保険制度の安定的な運営を目的とした国や県の補助金、負担金について、犬山市の特性や状況を踏まえた具体的な増額要望を行い、保険税以外の財源の確保に努めてまいります。

被保険者のための保健事業では、新たに特定健康診査の集団検診を休日に実施し、40～60歳の現役世代の特定健康診査受診率の向上を図っていきます。

また、健診の結果、生活改善が必要な方に市民健康館で保健師などによる保健指導を実施していましたが、その初回面接を市内医療機関に委託し、受診者がその場で保健指導を受けやすい体制づくりをしていきます。

医療・保健の分野では、市民を中心に健康づくりを積極的に進めていくための行動計画「第3次みんなで進めるいぬやま健康プラン21」が、令和7年度からスタートいたします。健康長寿のまちを目指して「生涯を通じて誰もが健康でいられるまち いぬやま」を基本理念として、市民の健康寿命の延伸を目標に健康づくりに取り組んでまいります。

取組の例として、ふだんの食生活や身体活動を通して、健康につながる仕組みを目指して「自然に健康になれる環境づくり」を企業や大学、民間団体などと協力・連携しながら展開していきます。

具体的には、企業等における従業員の健康づくりを進めるため、健康経営の好事例の集約や発信のほか、ウォーキングコースの周知、出張健康相談などを行い、身近で、手軽に疾病予防・健康づくりにつなげていくものになっています。

母子保健部門では、妊娠期から子育て期まで、切れ目なく寄り添って相談に応じていく妊婦等包括相談支援や乳幼児健診や、各種事業での発達確認や育児に関する相談、産後の不安解消や休息目的のための産後ケア事業などにより、子育て世代への寄り添った支援を継続して進めてまいります。

訪問事業としては、安心して出産が迎えられるよう妊娠8か月時に妊婦のいる家庭の全戸訪問を、令和7年度においても市単独事業として継続実施、また、出産後についても乳児家庭全戸訪問を継続して実施してまいります。

また、発達障害のスクリーニングを目的とした5歳児健診の実施を国が推進していることから、本市においても、実施方法、フォロー体制など、医師会や2市2町と協議を行い、園や学校、福祉部局などと連携を図りながら、実施に向けて検討していきます。

また、予防接種事業では、带状疱疹ワクチンが、令和7年度から定期接種となることから、対象者が適切に接種できるよう体制の整備を行ってまいります。

健康関連施設については、市民健康館さら・さくらの湯の大規模修繕の時期が迫っているほか、休日急病診療所の耐力度調査の結果を踏まえ、施設を今後どのようにしていくのか整理、検討してまいります。

令和8年4月の供用開始に向けて、子どもが、天候に左右されずに遊ぶことができ、保護者も安心して子どもを遊ばせることができる全天候型の屋内型キッズスペースを、当市初のDBO方式により「ヨシヅヤ犬山店2階」に整備します。

屋内型キッズスペースは、子どもの豊かな感性や創造性などを養うことや、大人も楽しみリラックスしながら子どもを見守れる心地よい空間としつつ、商業施設内という立地を生かし、気軽に立ち寄れる相談場所としての機能も設けます。

生活が困窮している家庭の子どもや、外国にルーツのある子どもなど、日常生活に困難を抱えた子どもたちを対象として、家庭や学校以外の第三の居場所を、楽田児童センターの2階に設けます。この場所では、学習支援や生活習慣づくりといった支援を行うことにより、子どもの居場所をつくり、貧困の連鎖を断ち切ることで、困難を抱えた子どもたちの支援を進めます。

昨年、当市では児童虐待による死亡事件という痛ましい出来事が発生しました。内部検証では、市の児童虐待対応における課題は、担当職員のスキル不足や、児童相談所をはじめとする関係機関との情報連携不足などが指摘されました。

これらの指摘を改善するため、新たな対応マニュアルの整備や、要保護児童対策協議会の見直し、関係機関との連携強化などにより、児童虐待対応に関する体制の充実を図ります。

子どもの最善の利益を求め、子どもを権利の主体として保障し、当市の子育て支援を一層推進するため、子どもの権利条例の制定に向けて作業を進めます。

条例は、虐待や貧困といった子どもが置かれた立場に左右されることなく、全ての子どもが、心身ともに健やかに安心して成長することに寄与するよう、子ども自身が条例の制定作業に参画できるような手法を検討していきます。

物価高騰により食費等の家計負担が増している子育て世帯に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して給付金を支給します。

給付金は、子ども1人当たり1万円とし、児童手当の情報を活用することで、公務員等の一部の方を除き、申請を必要としないプッシュ型による速やかな支給を目指します。

新たな家庭訪問型の子育て支援事業を実施します。事業の対象を、家事・子育てに対して、不安や負担を抱える子育て家庭などとするすることで、既に実施している育児支援家庭訪問事業や多子多胎世帯養育支援事業などと比べ、支援対象とする世帯の範囲を広く設定します。

事業では、支援員が対象家庭を訪問し、その家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や育児を支援することで、養育者に関する不安や負担の軽減を図っていきます。

いよいよ、「橋五子ども未来園」が令和7年4月より開園します。地域や関係者の方々のご理解とご協力の下、当市で初めて2園を統合新設により整備する保育所となります。コンセプトは「田園風景と調和する「ヒミツ基地」のような子ども未来園」であり、「多様な年齢の子供たちが思い切り遊び回れる子ども未来園」、「保護者・地域住民・職員、全ての皆さんが使いやすい、大人もうれしい子ども未来園」、「自然にやさしい、地球にやさしい、

犬山にやさしい子ども未来園」の視点をもって、園舎は、省エネ・創エネにより、エネルギー収支ゼロを目指す環境に配慮したZEB化建築とし、将来を担う、犬山の子どもたちが親しみ、わくわくできるような子ども未来園の創出を目指していきます。

羽黒子ども未来園と羽黒北子ども未来園を統合し、旧市民プール跡地において、民設民営による認可保育所として、ライクキッズ株式会社により、5月に整備事業を開始し、保育運営を令和8年4月開始に向け進めます。

4月以降、事業者側の保育士との合同保育や、在園保護者への説明会を実施するなど、事業者と情報共有、連携し、令和8年4月の開園及び入園が円滑に進めることができるよう努めていきます。

犬山幼稚園の在園児数が減少する中、現在地での「公立幼稚園」としての継続や「認定こども園」への移行、または、「閉園」という選択肢も視野に検討せざるを得ない状況にあり、その方向性を令和7年夏頃までにお示しできるよう検討を進めます。

次に「都市整備部」です。

五郎丸東1丁目地区のまちづくりとしては、商業立地の促進と、定住人口の確保など市の課題解決につながる新たなまちづくりとして、計画的な市街地整備を可能とする市街化区域への編入による新市街地の形成を目指し、引き続き地域の皆さんと一緒に検討を進めていきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正内容及び令和6年度に実施した実態調査の結果を反映させ、空家等対策計画を改訂し、一層の生活環境の健全化と空き家の活用促進を図ります。

また、空き家の実態調査の結果を踏まえ、空き家の活用に関する現在の取組を検証し、さらなる空き家活用に向け制度の拡充を図ります。

犬山市においては、自転車を活用したイベントが市民団体などの主催で、複数開催されており、市としても今後、さらに自転車活用を進めていくため「都市環境」「健康増進」「観光地域づくり」「安全・安心」の内容を盛り込んだ、自転車活用推進計画の策定に着手します。

また、国においては、近隣自治体と一体となって木曽川沿川を自転車でつなぐネットワーク化に取り組んでいるところです。

都市計画道路の南北軸である富岡荒井線の整備が完了し、令和6年度から東西軸として蟬屋長塚線の事業に着手したことから、この2路線による効果を検証し、同じ東西軸である都市計画道路高岡線の見直しを検討します。

建築後70年程度が経過し、老朽化が著しいことから市営住宅の在り方について、借上公営住宅などの代替住宅を検討していきます。

国が令和5年5月に施行した「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、犬山市全域が宅地造成等工事規制区域の対象となることから、県からの権限移譲を受けて許可等の事務を行います。

「都市計画道路蟬屋長塚線」の整備については、令和6年度の予備設計に続き、令和7年度は用地測量に着手します。

また、「市道楽田桃花台線」については、引き続き現在の道路用地幅による拡幅工事を県道荒井大草線との交差点まで進めてまいります。

都市基盤の未整備な市街地対策として、五郎丸西地区の五郎丸第二排水区の排水路整備に向けて、詳細設計に着手するとともに、橋爪・五郎丸地区計画内の道路の整備や狭あい道路の改善については、引き続き取り組んでまいります。

ゲリラ豪雨等による冠水対策では、羽黒新田・楽田西地区の工業団地周辺の五ヶ村排水区について、引き続き雨水幹線の整備を進めてまいります。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、令和7年度は奥入鹿橋の修繕工事を進めてまいります。

また、橋爪及び五郎丸子ども未来園の移転に伴い、地区計画公園の整備に向けて、詳細設計に着手します。

町内会にお願いしている公園の維持管理方法に関する意向調査を、令和6年度に実施した結果、少子・高齢化などで維持管理が困難との意見がありましたので、令和7年度中に市に管理移行する公園については、管理方法と費用の検討を進めてまいります。

また、公園の再整備計画の策定を進めており、令和7年度にはモデルケースとなる公園を選定して、地域の声を聞きながら、より親しみが持て、利用が増えるような整備を検証します。

加えて、犬山ひばりヶ丘公園のローラー滑り台下の広場を、小さな子どもが安全で、親も安心して遊ばせられるキッズスペースとして再整備をいたします。

企業会計である水道事業及び下水道事業については、持続可能な水道・下水道を目標に、将来にわたり市民に安全・安心なサービスを継続して提供できるよう、引き続き設備投資を進めていく方針としています。

その基本方針を推進するため、水道事業の令和7年度の設備投資については、長者町団地をはじめとする水道管の更新及び耐震化や、水道施設の老朽化に伴う更新工事などを引き続き実施し、安定した水の供給を目指します。

また、県営水道料金が改定されたこと等に対応し、今後も継続的に健全な経営を行うために、水道料金の在り方を含めた経営戦略の見直しを進めてまいります。

下水道事業については、令和7年度から令和16年度を計画期間とした犬山市下水道事業経営戦略を附属機関での検討を経て令和6年度に改定しております。

この経営戦略に基づき、下水道整備については、計画的に市街化区域及び前原台団地の管渠整備を進め、維持管理については、既存下水道施設の修繕を適切に行い、不明水の削減を図るなど、下水道事業者としての経営努力を一層進めてまいります。

しかし、下水道事業者だけでの取組では抜本的な経営状況の改善は厳しい状況にあります。将来にわたって安定した下水道事業の経営を継続していくための財源として、令和7年度に下水道使用料の条例改正をし、令和8年度に実施したいと考えております。

また、埼玉県で発生した下水道管に起因する道路陥没事故を機に、一部の下水道幹線管渠において、職員による緊急点検を実施しました。令和7年度も計画的に管渠の点検を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

整備計画について令和7年度は、五条川右岸処理区の犬山西古券地区の整備を引き続き進

め、五条川右岸処理区の整備を完了する予定です。

五条川左岸処理区についても、前原台団地内の整備を引き続き進め、令和9年度末での集中浄化槽からの一斉切替えによる供用開始に向けて着実に進めていきます。

次に「経済環境部」です。

環境施策については、2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組を推進するため、令和6年度から実施している公共施設の照明LED化事業を令和7年度で完了させ、さらに市民が取り組む地球温暖化対策を後押しするため、高効率給湯器の取替えや地球温暖化対策設備の設置、電気自動車等の購入への補助を積極的に進めてまいります。

また、豊かな自然環境及び生物多様性の保全を推進するため、犬山里山学センターを拠点に取組を進め、将来的には、サントリーホールディングス株式会社と締結した、「サントリー天然水の森 あいち犬山」の森づくり活動に関する協定書による活動を推進する中で、市民と地元事業者が、犬山里山学センターを拠点に協働できる体制づくりを目指してまいります。

そのほか、都市美化センター建設の地元補償事業として、善師野地区と協議して計画している防災公園について、令和8年度の完成を目標とし、詳細設計等を進めていきます。

2市2町で構成する尾張北部環境組合で整備を進めている広域ごみ処理施設については、令和10年度の供用開始に向けて、構成自治体として適切な事業推進が図られるよう、引き続き取り組んでいきます。

地域経済施策については、中小企業診断士による無料相談と補助金制度を連動させた、当市独自の事業継続支援や創業支援を引き続き実施しながら、制度の効果検証にも取り組み、事業者ごとの経営課題により一層寄り添った制度となるよう進めてまいります。

地域での雇用の創出、自主財源の確保、沿道のにぎわいによる活性化などを促進するため、引き続き全庁的な協力体制により、産業集積誘導エリア及び商業集積ラインへの、工場立地や商業立地に積極的に取り組みます。

消費者行政につきましては、犬山市消費生活センターを拠点として、引き続き、相談体制の充実・強化に取り組んでまいります。

農業施策については、犬山産農産物の6次産業化支援などブランディングの推進を継続して行い、持続可能な産地づくりに引き続き取り組むとともに、耕作放棄地対策、有害鳥獣対策、新規就農者の確保など犬山の農業を守るため、農業振興を総合的に進めてまいります。

森林施策として、森林経営管理法に基づき、森林環境譲与税を財源とした、民有林における森林整備の必要性を判断するため、客観的に資料を得ることを目的として、市内の森林資源の分布状況などの実態調査を実施いたします。

観光施策は「犬山市観光戦略」に基づき取組を進めます。観光客が訪れ、交流人口が拡大することは、人口減少の局面において、まちの活力の維持向上に資するものであり極めて重要です。

そのため、引き続き「近きもの喜び、遠きものきたる」を念頭に、課題を改善し、市民皆さんや観光客にとって誇りと魅力のある持続可能な観光まちづくりを進めてまいります。とりわけ犬山観光の高質化及び平準化・分散化に全力で取り組みます。

市民生活と観光客との共存と調和に向けて、城下町地区住民との対話を続けるとともに、関係団体と連携した「SDGs 観光まちづくり会議」を継続開催します。合わせて城下町事業者間の連携等を図るため、ワークショップや交流会などを開催します。

課題の改善及び継続した観光施策の実現のためには、財源確保は非常に重要です。城下町周辺の混雑緩和と新たな財源確保を目指し、令和6年度から2つの観光駐車場では、繁忙期の行楽シーズンを中心に、駐車場使用料を改定しました。令和7年度は対象日を拡大し、取組内容の効果を継続して検証します。そして、さらに新たな財源の確保を目指し、犬山市の特性を生かした観光税についても研究してまいります。

木曽川河川空間を生かしたまちづくりでは、国の支援を受け、取組を加速させることを目的として、令和7年度には「犬山市かわまちづくり計画」を完成し、国への登録を目指します。

内田地区では地域の皆様と一緒に日曜朝市へ臨時出店するなど、引き続き河畔に親しみ楽しむ機会を創りながら、整備に向けた機運醸成と必要な機能の検証を行います。その上で河川管理者等との協議を踏まえ、整備方針を検討します。

花火大会は、令和7年度も木曽川河畔にてロングラン花火を開催します。夏の風物詩として皆様に楽しんでいただけるよう、安全に留意しながら内容を工夫して実施します。同時に「宵のいぬやマルシェ」も開催をし、木曽川河畔での宵のにぎわいづくりに努めます。

木曽川うかい事業については、木曽川観光株式会社の経営状況を見守りながら、伝統漁法の保存継承に努めるとともに、重要な観光資源としてさらなる磨き上げを図ります。

栗栖地区では、栗栖園地拡張のための整備を継続し、犬山の自然を満喫できるアウトドア空間としての利便性や魅力を高めます。

また、名古屋鉄道株式会社と連携し、通年での観光プロモーションを展開します。犬山観光のブランド力強化を図り、全国的な認知度を獲得できるよう取組を続けます。

魅力ある観光地づくりのため、一般社団法人犬山市観光協会と緊密に連携し、市民が担い手となる体験型観光コンテンツの造成支援を進めるとともに、様々な事業者や団体、そして市民皆様とも連携・協力して、新たなコンテンツ造成にも取り組んでまいります。

次に「教育部」です。

小中学校の給食費は、物価高騰の折ではありますが、小学校320円、中学校380円の価格を据え置いたまま、子どもたちの成長に必要な量と栄養バランスのよい給食を提供します。

給食費無料化事業は、第3子以上となる児童生徒、小学1年生、小学6年生、中学3年生を対象に実施していますが、令和7年4月からは新たに小学2年生を対象に加え、子育て支援を拡充します。

読解力の向上を図るため、「正しく読む」「豊かに読む」力を高めるよう、引き続き各校の授業改善や、読書量増加に向けて取組を進めてまいります。そうした取組を検証するため、読解力を測定する独自の犬山版読解力テストを引き続き実施し、発達段階に応じた成長を踏まえた検証・改善のサイクルを回します。

また、図書館連携司書や図書館コーディネーターが連携して、図書を活用した授業を支援

するとともに、子どもたちに本の魅力を体感できる取組をさらに進めてまいります。

GIGAスクール構想の推進については、情報機器の活用により、分かりやすく楽しい授業づくりができていくかどうか、内容の検証と改善を進めるよう支援するとともに、児童生徒が使用するタブレット機器5,280台を新しいものに更新します。

次に、犬山南小学校の大規模改修事業は、校舎の改修は令和7年度の南舎長寿命化改良工事をもって完了し、引き続きグラウンドや外構工事を進めていきます。

犬山南小学校の次に整備を進める城東中学校については、令和6年度に策定した基本構想を基に、基本設計業務に着手してまいります。

小中学校施設の長寿命化計画に基づき、羽黒小学校非構造部材改修工事や犬山西小学校体育館の屋根防水工事をはじめ、老朽化した空調機器の更新を行い、教育環境の保全に努めます。

各校にある給食室は、令和6年度に実施した現状の調査に基づき、全体施設の長寿命化計画を踏まえながら、給食室の改修についても全体の優先順位を決めていくため、長寿命化計画を精査してまいります。

増加傾向にある不登校対策は、子どもたちが置かれた様々な家庭環境を改善するために配置したスクールソーシャルワーカーとともに、教育支援センター「ゆうゆう」、「わいわい」で、児童生徒の支援を進めてまいります。

教育支援センターを利用する児童生徒が増えている現状を踏まえ、「わいわい」を市の中心部にも近くなる旧訪問看護ステーションの建物に移転することを検討しており、さらに利用しやすく、より過ごしやすい環境を整えてまいります。

犬山市が進めてきた少人数学級は、国・県により小学校全学年及び中学校1年で実施されていることから、市独自で中学校少人数学級対応として常勤講師4名、非常勤講師4名を配置し、引き続き小中学校全ての学年で少人数学級を実施してまいります。

さらに、小学校高学年での教科担任制を進めるため、対応教員を3名配置し、身体の障害や学習に困難を抱える児童生徒の学びを保障するため、介助員2名を追加して配置します。

また、中学校の部活動は、令和8年9月から地域クラブによる活動の展開を目指し、学校と地域の連携に取り組みます。そのため、生徒・保護者・指導者のニーズを基に部活動地域移行検討委員会で多角的・多面的に協議を進め、地域における持続可能なスポーツ活動、文化活動への展開を図ります。

文化振興については、市民ニーズを捉え、質の高い芸術文化に触れるイベントを開催するなど、文化創造の機運を高める事業を展開してまいります。

6月から開講する市民総合大学敬道館は、子育て世代など受講者層の拡大を目指し、新たに情報講座を加え、7学部32講座を開催してまいります。

また、子ども大学は、地域で子どもを育てる活動として、土曜日を中心とする学校休業日を利用して、引き続き開催してまいります。令和7年度は、国際理解や日本文化に触れる茶道、華道をはじめ19講座を、新たに京都大学ヒト行動進化研究センターでの講座を始める予定で、計20講座を予定しています。

また、文化芸術を創造する拠点と位置づけている市民文化会館は、自主事業を再開し、舞

台貸しするなど多様な利活用を進めているところです。自主事業では、多くの市民皆さんにご満足いただける質の高い舞台公演の開催を予定しています。

さらに、市民文化会館と南部公民館を安全に利用いただくため、舞台設備や大ホールのトイレ改修に向けた実施設計を進めているところです。改修工事は、令和8年2月に開始予定で、市民文化会館大ホール、南部公民館講堂を開館以来初めて、それぞれ数か月の休館を予定しています。市民皆さんにはご迷惑をおかけしますが、令和8年秋の完成を目指し、施設の改修を進めてまいります。

市立図書館では、第三次子ども読書活動推進計画に基づき、家庭、地域、学校などと連携を図り、子どもの成長に合わせて読書に親しめる機会の提供と子ども用トイレの新設など施設の整備に努めてまいります。

スポーツを通じたまちづくりを進め、市民交流と地域活性化を推進するため、スポーツコミッション事業を積極的に展開します。

少年軟式野球大会やトレイルランニングレースを継続して実施するとともに、令和7年度に愛知県全域で開催する「全国レクリエーション大会 in あいち」において、当市がフライングディスクとクロリティの競技会場となることを契機として、競技団体との連携を深め、レクリエーションスポーツ大会の誘致に積極的に取り組みます。

新たな大会としてフライングディスクの全日本選手権大会や、ピックルボール、居合道、eスポーツ競技などの大会を開催します。

また、地域に根差したプロバスケットボールチームとの連携に継続して取り組み、プロリーグ戦や次世代を担うジュニア世代へのスポーツ教室の開催などの事業を実施します。

スポーツ施設を適切に管理し、安心・安全に利用していただくため、羽黒中央公園の多目的スポーツ広場とエナジーサポートアリーナのメインフロアについて、人工芝の張替えやフローリングの修繕による大規模な改修工事を行ってまいります。

地域スポーツの活性化を担う市スポーツ協会やスポーツ推進委員、大学などと連携を深め、競技スポーツ力の向上のみならず、ボッチャやモルックなどのニュースポーツの普及など、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組みます。

犬山市史編さん事業については、令和7年度から本格的に「犬山市史 通史編 平成」の執筆を行い、令和8年度末の完成を目指して編さん作業を進めます。

犬山市文化財保存活用地域計画事業については、令和5年度に名古屋経済大学と共同で立ち上げた「犬山歴史文化ぷらっとフォーム」により、ワークショップなどの活動を通じて、関係団体の連携強化を図り、市内文化財の保存と活用につなげてまいります。

民俗文化財の分野では、引き続き、犬山祭の車山行事の伝承保存事業や、各地域で守り伝えられてきた伝統行事の継承と保護のための民俗文化財伝承保存事業を実施します。

令和6年度末に作成を完了する「犬山市天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画」については、国の認定に向けた手続を進めます。また、本計画に基づき、ヒトツバタゴ自生地を確実に保護しながら、来訪者の満足度を高められるよう、立入防止柵や解説看板を更新するための実施設計を行います。

犬山城については、大手門枡形跡の一部である福祉会館跡地の史跡追加指定を完了させる

とともに、「史跡犬山城跡整備基本計画」に基づき、整備に向けた基本設計を行います。

犬山城の防災対策については、天守だけでなく史跡を含めた「犬山城防災対策計画」を令和7年度中に策定するとともに、初期消火や避難誘導を行う警備員の人員体制の強化を図ります。

小牧・長久手の戦いについては、令和8年放送予定の大河ドラマ「豊臣兄弟！」を見据えて情報収集を行うとともに、学芸員同士の交流などを通じ同盟市町間の連携を深め、「真の天下分け目の一戦」を全国に発信します。

令和5年度にスタートした、子どもたちによる「犬山城みらいサポーター」の活動は、令和6年度に引き続き、「国宝五城天守合同床磨き」や「犬山城を学ぶ勉強会」などを通じ、文化財への愛着を深め、世代に引き継ぐ活動を展開していきます。

犬山城を含む「近世城郭の天守群」の世界遺産登録については、6月に松江市で開催される国宝五城サミットなどの機会を通じて関係市との連携を強化し、国の暫定一覧表への記載に向けた取組を進めるとともに、世界遺産登録に向けた機運の醸成を図ってまいります。

最後に「消防」です。

複雑多様化する災害から市民の安心・安全を守るため、高規格救急自動車の更新等、装備の充実を図るとともに、消防職員が大型自動車免許を取得する費用の一部を助成し、機関員の確保に努めていきます。

消防団活動では、今後更新する消防ポンプ自動車を普通自動車免許で運転できる車両に変更してまいります。また、消防団DXアプリケーションを有効活用するとともに、消防広場等の開催により、市民と一体となって消防の魅力を伝え、消防団員の確保を目指してまいります。

火災予防対策として、事業所における防火管理と法令遵守の徹底を図るため立入検査を行い、重大な消防法令違反については厳格に対処し、市民の安心・安全のため、その情報を公表制度により、市のホームページで公開いたします。

次に、住宅火災予防として、高齢者及び障害者世帯へ住宅用火災警報器の取り付け支援を行うとともに、設置から10年を経過した機器の取換えを促進し、住宅火災による死傷事故防止と防火意識の高揚を図ってまいります。

消防署では、市民の安心・安全を守るため、隊員の知識、技術の向上に励み、また、救急救命士の養成及び各種救急講習を開催し、救命率向上と各種災害に即応してまいります。

以上、令和7年度の当初予算並びに市政に臨む私の施策について述べてまいりました。

改めて、私たち犬山市の仕事は何でしょう。私たちの仕事は、市民皆さんの生活を守ることです。市民皆さんは、どうして市役所におみえになるのか。困り事の解決のためです。頼りたいからです。プロである職員みんながいるからです。そのために、私たちは改めてプロ意識を持って、知識と自分力、対応力を深めていかなければなりません。市民皆さんの喜びに貢献できるように、市民皆さんと犬山市に思いと心を寄せて、努力を重ねていきます。

また、これまでにないことや、やってないことをつくり出していくことも求められます。市職員みんなと経験がないことであれば、これからみんなで経験していきます。たとえ失敗してもその失敗は無駄にしませんし、足りない部分分かる失敗にします。

これからの犬山を見据えて、令和7年は、厳しい判断をしていかなければならない年であるとも思っています。そのために、様々な見直しや削減も考えていきながら、合わせて犬山市を売っていくこと、犬山市がもうけていくことにも取り組んでいきます。考えと知恵を絞って、みんなで犬山の推し活をやって「住むまち いぬやまの魅力充実！予算」を実現していきます。

私は、市長就任から3年目を迎えました。政策実現のため時間軸を意識して、市民皆さんと犬山市のために何が一番かを考えて、真面目に丁寧に正直に市政運営に取り組んでいきます。人生も市政も思ったとおりにはなりません。やったとおりになります。今、現状維持は、衰退を意味すると思っています。みんなと失敗を恐れず挑戦を重ねながら、犬山市の令和7年度は、へびのように何度も脱皮して、何度も再生して、何度も成長できる年でありたいと考えています。

議員各位はじめ、市民皆さんのご理解とご協力を申し上げ、私の施政方針演説とさせていただきます。ありがとうございました。終わります。

◎議長（柴田浩行君） 施政方針演説は終わりました。

議事進行上、午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

再 開

午前11時15分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。

原市長より、先ほどの施政方針演説について発言を訂正したい旨、申出がありましたので、許可いたしました。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 大変申し訳ございません。議長のお許しをいただきましたので、発言の訂正をさせていただきます。

先ほどの施政方針演説の中の4ページでございます。歳出の社会保障費が多く含まれる民生費のところで、124億円であるところを121億円と発言を申し上げました。124億円に訂正をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第5 第2号議案から第34号議案まで

◎議長（柴田浩行君） 日程第5、第2号議案から第34号議案まで議題といたします。

お諮りいたします。

第2号議案から第34号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

第2号議案から第34号議案までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） 令和7年2月定例議会に提出しました議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の定例議会では、議員皆様のお手元にお届けしたとおり、33の議案を提出させていただきました。

内訳といたしましては、条例案件15件、単行案件2件、人事案件1件、令和7年度当初予算案件8件、令和6年度補正予算案件7件でございます。

私からは、条例案件、単行案件及び人事案件について説明をさせていただき、予算案件については、それぞれの担当部長から説明をさせていただきます。

お手元の議案と説明の順番が前後いたしますが、よろしくお願いいたします。

なお、第5号議案から第7号議案、各会計の令和6年度補正予算及び第34号議案については、速やかな対応が必要となるため、2月27日の審議、議決をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

それでは、第2号議案、犬山市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市教育支援センターの設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

2ページの第1条では、条例の趣旨について、第2条では、設置目的と所在地について、第4条では、実施する事業について、3ページの第5条では、利用対象者について、第8条では、規則への委任について定めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第3号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、市長の附属機関である、犬山市自転車活用推進計画策定委員会を設置するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4ページの新旧対照表によりご説明します。

別表第1では、新たに犬山市自転車活用推進計画策定委員会を加えるものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第4号議案、犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4ページの新旧対照表によりご説明します。

第8条の4では、正規の勤務時間以外の時間での勤務の制限の対象を、3歳になるまでの子を養育する職員から小学校就学前の子を養育する職員に拡大し、第16条の2では、介護両

立支援制度等の職員への周知及び職員の配偶者等が介護を必要とする状況に至った場合において、当該職員に対し、介護両立支援制度等の請求等の意向確認を行うこととし、第16条の3では、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるよう、環境の整備、研修の実施などを行うこととするものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第5号議案、犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、市議会議員の期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第1条関係では、12月に支給する期末手当の支給率を、0.05月分引き上げ、「100分の175」に改め、第2条関係では、令和7年度以降の期末手当の支給率を、6月、12月ともに「100分の172.5」に改めるものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第6号議案、犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第1条関係では、12月に支給する期末手当の支給率を、0.05月分引き上げ、「100分の175」に改め、第2条関係では、令和7年度以降の期末手当の支給率を、6月、12月ともに「100分の172.5」に改めるものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第7号議案、犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、職員の給与の改定のため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、36ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

改正条例の第1条関係についてご説明します。

第19条では、職員の期末手当の支給率を、0.05月分を引き上げ、12月の支給率を「100分の127.5」に改め、第20条では、職員の勤勉手当の支給率を、0.05月分を引き上げ、12月の支給率を「100分の107.5」に改めるものです。

別表第1及び第2では、行政職給料表を改定し、若年層が在職する号給に重点を置き、給料月額を平均3.0%引上げするものです。

46ページをお開きください。

第2条関係についてご説明します。

第6条では、部長級の職員について、昇給停止とし、第11条では、扶養手当の支給対象から配偶者を削除し、22歳以下の子1人につき支給される扶養手当額を1万円から1万3,000円に増額し、第12条では、扶養手当の支給に関する届出について定めていましたが、規則に委任することとしたため削り、第12条の2では、地域手当を現行給料月額の6%から、8%の支給に引き上げ、第14条では、通勤手当の支給月額上限を5万5,000円から15万円に引き

上げ、第18条の2では、管理職員特別勤務手当の支給対象時間を週休日以外の日については午前0時から午前5時としていましたが、午後10時からに拡大し、第19条では、職員の期末手当の支給率を、令和7年度から、6月、12月ともに、「100分の125」に改め、第20条では、職員の勤勉手当の支給率を、令和7年度から、6月、12月ともに、「100分の105」に改め、第23条の2では、定年前再任用職員に支給する手当について、適用除外としていた住居手当について支給対象とするため削り、第28条では、各条項にて規則への委任を規定した手当について、雑則での委任を削除するものです。

59ページをお開きください。

第3条関係についてご説明します。

附則第3条第7項では、暫定再任用職員に支給する手当について、適用除外としていた住居手当について支給対象とするため削るものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第8号議案、犬山市職員の給与に関する条例等の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、刑法等の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、5ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第1条関係から第8条関係までの改正において、条例上の「懲役」、「禁錮」等の用語を「拘禁刑」に改めるものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第9号議案、犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、会計年度任用職員の給与の改定のため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、8ページの新旧対照表によりご説明します。

第2条では、フルタイム会計年度任用職員の給与について、地域手当を支給するため項目に追加し、第3条では、人事院勧告による差額支給に対応するため、フルタイム会計年度任用職員の給料について、行政職給料表（一）に準じた給料表に改定し、第6条の2では、正規職員と同様にフルタイム会計年度任用職員に対して地域手当を支給するため追加し、第15条第2項では、パートタイム会計年度任用職員の「基準月額」に地域手当相当額を加算するものです。

別表第1では、正規職員と同様の行政職給料表（一）に準じた給料表へ改定し、別表第2では、職務内容に応じた級号給へ格付するため、等級を6級まで拡大するものです。

その他、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第10号議案、犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、雇用保険法の改正等に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第10条第14項では、第1号に規定する就業手当が削除されたことによる改正を行うものです。

附則第6項では、地域延長給付の措置の対象期間の再度の延長による改正を行うものです。
この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第11号議案、犬山市手数料条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等に関する工事の許可等に係る手数料の額を定めるため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、10ページの新旧対照表によりご説明します。

別表第11項宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料では、宅地造成等に関する工事の許可等の事務が、令和7年5月9日より愛知県から犬山市へ移譲されることに伴い、宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料を新たに設定するものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第12号議案、犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、国が定める基準の改正により、児童福祉施設における職員の配置基準が緩和されるため、関連する条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第16条では、家庭的保育事業等を実施する事業所において食事の提供体制に関し指導的な役割を担う職員について、栄養士法の改正により「管理栄養士」の資格取得に栄養士免許の取得が必須ではなくなったことから、現行の「栄養士」に加えて、「管理栄養士」を追加します。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第13号議案、犬山市産業廃棄物保管の規制に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、産業廃棄物の保管に係る命令の内容等を整理するためのものです。

内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第6条では、産業廃棄物の保管について、市長の同意を得なければならない基準について定めるほか、字句の整理等、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第14号議案、犬山市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、国民健康保険税の課税額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるからです。

改正内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第3条では、基礎課税額の所得割額を100分の7.25から100分の7.70に、第4条では、基礎課税額の均等割額を2万9,280円から3万2,760円に、第6条では、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を100分の2.95から100分の2.98に、第7条では、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を1万1,760円から1万2,900円に、第8条では、介護納付金課税額の所得割額を100分の2.47から100分の2.58に、第9条では、介護納付金課税額の均等割額を1万1,760円から1万2,900円に引き上げるものです。

第23条では、低所得世帯に係る保険税の減額及び未就学児の均等割額の減額を定めており、均等割額の改定に伴い、減額する額についてもそれぞれ改めるものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第15号議案、犬山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

別表では、勤務年数欄に新たに35年以上の項を追加するものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第16号議案、市道路線の廃止について、ご説明します。

この案を提出しますのは、道路法第10条第3項の規定に基づき、市道4路線の廃止の議決をお願いするものです。

番号1から番号3では、令和6年10月24日付にて、当該路線に隣接する地権者と売買契約をした事業者より、法定外公共用物用途廃止事前調査願が提出され、当該路線を廃止後、部分的に払下げを行う予定であり、一旦廃止し分断された路線を新規認定し直すものです。

番号4では、上記路線の分断された一部路線を当該路線の一部として再認定するに当たり、一旦路線を廃止し新規認定し直すものです。

廃止する路線名、起点、終点を表した図面を添付してありますので、ご参照ください。

なお、今回廃止する路線の延長の合計は、1,564.70メートルでございます。

第17号議案、市道路線の認定について、ご説明します。

この案を提出しますのは、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道7路線の認定の議決をお願いするものです。

番号1及び番号2では、住宅開発区域内の帰属を受けた道路を新規で路線の認定をするものです。

番号3から番号7では、第16号議案で一旦廃止した路線を分割、または結合して再度路線の認定をするものです。

認定する路線名、起点、終点を表した図面を添付してありますので、ご参照ください。

なお、今回認定する路線の延長は、1,230.80メートルでございます。

第18号議案、犬山市公平委員会委員の選任について、ご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市公平委員会委員の松本 恵氏の任期が、本年5月13日をもって満了となりますので、後任者を選任するに当たり、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

後任としまして、再任で、松本 恵氏を選任するものです。

なお、経歴書及び選任理由書を添付しておりますので、ご参照ください。

第34号議案 犬山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、企業職員の手当を改定するため、条例の一部を改正するもので

す。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第1条関係の改正のうち、第6条では、令和8年4月1日から、扶養手当の支給対象となる親族に関する規定から配偶者を除くものです。

なお、子の扶養に対する手当額の引上げをはじめ支給方法等の細目については、経過措置も含め、犬山市職員の給与に関する条例を準用しております。

第12条の2では、管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務時間帯を2時間拡大し、午後10時からとし、第19条及び第2条関係の改正の附則第2項では、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への住居手当の支給を新たに開始するものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

私からは以上でございます。

◎議長（柴田浩行君） 続いて、井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 私からは、第19号議案と第27号議案について、説明いたします。

最初に、第19号議案、令和7年度犬山市一般会計予算についてです。

予算書の5ページをご覧ください。

第1条では、予算の総額を309億7,923万4,000円と定め、第2条では、10ページ第2表 繰越明許費のとおり、新規採用職員募集事業について繰越明許費を、第3条では、11ページの第3表 債務負担行為のとおり、高度情報通信ネットワーク更新工事負担金など7事業について債務負担行為を、第4条では、12、13ページの第4表 地方債のとおり、災害援護貸付金と31の事業債について定め、第5条では、一時借入金の最高額を10億円とし、第6条では、預金債権と地方債債務とを相殺できる旨について、第7条では、給料、職員手当等及び共済費に限り、同一款内で項をまたぐ流用を可能とする旨を定めています。

なお、この予算の特徴となる新規事業や主要事業につきましては、市長の施政方針のとおりですので、私からは金額を中心とした予算の全体像について説明させていただきます。

まず、予算総額としましては、過去最高の予算額となり、令和6年度の当初予算に比べ、金額にして、31億7,143万4,000円、率にして、11.4%の増額となりました。

主な要因としましては、3款民生費では、扶助費の増額や、屋内型キッズスペースの整備、（仮称）新羽黒保育園の整備などにより、3款全体で約17億5,000万円の増額、2款総務費では、基幹業務システム標準化対応業務や本庁舎非常用発電機更新工事などで、2款全体で約8億6,000万円の増額、9款教育費では、羽黒中央公園の多目的スポーツ広場の人工芝全面張替え、城東中学校整備に向けた基本設計に係る事業費の増などにより、9款全体で約2億円の増額となったことなどが挙げられます。

次に、第1表歳入歳出予算の歳入について申し上げます。

6ページと7ページをご覧ください。

1款市税では、個人市民税、法人市民税をはじめとした鉱産税を除く全ての税目で増収を見込み、全体としては対前年度比で3.7%の増加となる125億2,784万9,000円を計上し、2款地方譲与税から10款地方特例交付金までは、国や県による試算などを用いて算定を行い、11

款地方交付税では、国の地方財政措置額が昨年度よりも伸びていることから、対前年度比で2.2%の増加となる21億9,711万円を計上しました。

12款交通安全対策特別交付金から16款県支出金までは、令和6年度の決算見込みや、関連する支出に基づいた算定を行い、17款財産収入では、天神汚水処理場跡地など普通財産の売却を見込むほか、土地建物の貸付料や広告料などを計上し、18款寄附金では、ふるさと犬山応援寄附金として令和6年度より2億7,000万円の減となる4億円を見込み、19款繰入金では、令和6年12月までに寄せられたふるさと犬山応援寄附金のほか、この予算全体の財源調整のため、財政調整基金からの繰入金を計上しました。

20款繰越金では、令和6年度の決算見込額を計上し、21款諸収入では、実績などに基づく算定を行い、22款市債では、世代間負担の平準化のため、積極的に市債を活用することとし、歳出に合わせた事業債を計上しました。

続いて、8ページと9ページの歳出について、令和6年度当初予算との比較を申し上げます。

1款議会費では、0.2%の増加となる2億3,775万円、2款総務費では、22.4%の増加となる47億1,540万1,000円、3款民生費では、16.2%の増加となる124億9,622万円、4款衛生費では、8.8%の増加となる30億8,803万9,000円、5款農林業費では、0.2%の増加となる3億3,219万4,000円、6款商工費では、3.4%の増加となる6億3,463万2,000円、7款土木費では、3.7%の減少となる24億439万1,000円、8款消防費では、12.5%の増加となる12億5,617万6,000円、9款教育費では、5.9%の増加となる36億8,137万2,000円、10款災害復旧費では、20.0%の減少となる4,800万円、11款公債費では、2.6%の増加となる20億2,505万8,000円、12款諸支出金では、同額の頭出しのみ、13款予備費では、同額の6,000万円を計上しました。

なお、詳細については、15ページ以降に、事項別明細書、310ページ以降に、給与費明細書、320ページ以降に、継続費と債務負担行為、地方債の調書を、また、330ページには、目的税の充当状況を添付していますので、ご参照ください。

続いて、第27号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

この補正予算におきましては、例年どおりの実質収支の適正化を目的とした減額補正が主なものとなっています。

項目が歳入歳出の広範に及び、その詳細は事項別明細書等に記載のとおりとなりますので、個々の説明は省略をさせていただきます。

また、この補正予算では、人事院勧告による給与条例等の改正に伴う正規職員の人件費の補正のほか、国の補正予算に伴う国庫補助金を活用するため、事業を前倒しして行う費用も計上しています。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

第1条では、予算の総額に19億305万1,000円を増額し、総額を317億8,481万2,000円と定め、第2条では、継続費の補正、第3条では、繰越明許費の補正、第4条では、債務負担行為の補正、第5条では、地方債の補正を行うものです。

2ページ以降の第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

まずは4ページの歳出の主な内容について説明いたします。

2款総務費では、職員の自己都合退職に伴う手当の増額や、財源調整のための財政調整基金積立金の増額、臨時財政対策債の償還に充てるための減債基金積立金の増額などを、3款民生費では、標準化対応に伴う障害者自立支援給付支払等システム改修費や、介護事業所の改修に関する補助金、愛知県とともに行う民間保育所への給食費軽減対策のための補助金などを、4款衛生費では、健康市民づくり基金や広域ごみ処理施設整備基金への積立金の増額などを、5款農林業費では、愛知北農業組合に対する新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金や、電気柵や金網柵設置の補助件数の増に伴う鳥獣害防止総合対策協議会への負担金の増額などを、6款商工費では、入湯税等を財源とした観光事業振興基金や国際交流事業振興基金への積立金の増額などを、7款土木費では、人事院勧告に伴う給与改定によるアメニティ協会運営補助金の増額などを、8款消防費では、消防庁舎建設基金への積立金の増額などを、9款教育費では、国の補正予算に係る補助金を活用するために、犬山南小学校南舎の長寿命化改良工事費の前倒し計上などをしました。

続いて、歳入について説明いたします。

実績を勘案した市税の増減をはじめ、これまでの交付状況や、国と県の見込みなどを勘案した譲与税と交付金の増減、決算見込みに合わせた分担金及び負担金の増、施設等の利用状況に合わせた使用料及び手数料の減、歳出に合わせた国と県の支出金の増減、決算見込みに合わせた財産収入、寄附金、繰入金、諸収入の増減を計上したほか、市債においては、犬山南小学校南舎の長寿命化改良工事費の前倒し計上に伴う市債を追加し、それ以外のものについては、事業費の変動などによる減となっています。

6ページの第2表 継続費補正では、犬山南小学校の南舎長寿命化改良工事について、工事の前倒し計上に伴う年度間の事業費の変更を行い、7ページの第3表 繰越明許費補正では、総合戦略冊子印刷事業など14の事業について、令和7年度への繰越しをし、8ページの第4表 債務負担行為補正では、マイナンバーカード交付推進業務委託と生活困窮者自立相談支援事業委託（追加分）について、債務負担を設定し、9ページの第5表 地方債補正では、事業費に合わせた市債の追加と変更の補正を行うものです。

そのほかの詳細につきましては、11ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 続いて、高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 私からは、第20号議案、第23号議案、第24号議案、第30号議案及び第31号議案について、説明をさせていただきます。

最初に、第20号議案、令和7年度犬山市国民健康保険特別会計予算について、ご説明します。

予算書の333ページをご覧ください。

第1条では、予算の総額を、66億6,842万7,000円と定め、第2条では、一時借入金の最高額を1億円とし、第3条では、歳出予算の流用について定めるものです。

次ページ、見開きの第1表 歳入歳出予算をご覧ください。

歳入の主な内容について説明します。

第1款国民健康保険税では、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分として、13億4,101万3,000円を計上し、4款県支出金では、保険給付費に対する県の交付金などとして、48億420万6,000円を計上し、6款繰入金では、保険基盤安定繰入金などとして、4億9,186万3,000円を計上するものです。

続きまして、歳出について説明します。

2款保険給付費では、療養諸費や高額療養費などとして、47億5,407万6,000円を計上し、3款国民健康保険事業費納付金では、保険給付費などを県が財政運営するための納付金として、17億8,585万9,000円を計上し、5款保健事業費では、特定健康診査、糖尿病性腎症重症化予防対策の事業費などとして、8,409万2,000円を計上するものです。

なお、詳細につきましては、337ページ以降の事項別明細書、358ページの給与費明細書などをご参照ください。

続いて、第23号議案、令和7年度犬山市介護保険特別会計予算について説明します。

予算書413ページをご覧ください。

第1条では、予算の総額を、56億3,905万1,000円と定め、第2条では、一時借入金の最高額を1億円と定め、第3条では、歳出予算の流用について定めるものです。

次ページ見開きの第1表 歳入歳出予算をご覧ください。

歳入の主な内容について説明します。

1款保険料では、第1号被保険者の介護保険料として、11億9,500万3,000円を計上し、3款国庫支出金では、介護給付費に対する国の負担分として、12億254万9,000円を計上し、4款支払基金交付金では、第2号被保険者の介護保険料に相当する交付金として、14億6,183万7,000円を計上し、5款県支出金では、介護給付費に対する県の負担分として、7億6,090万8,000円を計上するものです。

続きまして、歳出について説明します。

1款総務費では、要介護認定に係る費用などとして、4,513万7,000円を計上し、2款保険給付費では、介護サービス、介護予防サービスなどの費用として、52億1,236万6,000円を計上し、4款地域支援事業費では、介護予防事業などの費用として、3億7,544万1,000円を計上するものです。

なお、詳細につきましては、417ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

続いて、第24号議案、令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明します。

予算書の443ページをご覧ください。

第1条では、予算の総額を、18億4,418万2,000円と定めるものです。

次ページ見開きの第1表 歳入歳出予算をご覧ください。

歳入の主な内容について説明します。

1款後期高齢者医療保険料では、15億5,134万8,000円を計上し、3款繰入金では、一般会計からの法定負担分などとして、2億8,950万5,000円を計上しました。

続きまして、歳出について説明します。

1 款総務費では、事業の事務費などとして、1,456万2,000円を計上し、2 款後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料等負担金などとして、18億2,629万4,000円を計上しました。

なお、詳細につきましては、447ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

続いて、第30号議案、令和6年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明します。

議案の1ページをご覧ください。

第1条では、予算の総額から、1,649万6,000円を減額し、総額を59億714万5,000円と定めるものです。

次ページ見開きの第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳入の主な内容について説明します。

3 款国庫支出金では、1 項国庫負担金として、231万1,000円の増額を計上し、2 項国庫補助金として、100万1,000円の増額を計上し、5 款県支出金では、1 項県負担金として、393万6,000円の減額を計上し、3 項県補助金として、62万4,000円の増額を計上し、6 款財産収入では、2 項基金運用収入として、75万4,000円の増額を計上し、7 款繰入金では、1 項一般会計繰入金として、1,725万円の減額を計上しました。

続きまして、歳出について説明します。

1 款総務費では、1,725万円の減額を計上し、2 款保険給付費及び4 款地域支援事業費では、予算の組換えをし5 款基金積立金では、介護保険事業給付費基金積立金として、75万4,000円の増額を計上するものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

続いて、第31号議案、令和6年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明します。

議案の1ページをご覧ください。

第1条では、予算の総額から694万4,000円を減額し、総額を18億6,065万円と定めるものです。

次ページ見開きの第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳入の内容について説明します。

3 款繰入金では、一般会計繰入金として694万4,000円の減額を計上しました。

続きまして、歳出について説明します。

1 款総務費では、総務管理費として694万4,000円の減額を計上しました。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

私からの説明は以上です。

◎議長（柴田浩行君） お諮りいたします。会議の途中ですが、午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

再 開
午後 1 時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

引き続き提出者から提案理由の説明を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 私からは、第21号議案及び第28号議案について、説明をさせていただきます。

初めに、第21号議案、令和7年度犬山市犬山城費特別会計予算について、ご説明します。

予算書の363ページをご覧ください。

第1条では、予算の総額を、3億2,480万2,000円と定めるものです。

364ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、1款事業収入では、犬山城の入場登閣料などとして2億7,509万8,000円を計上し、2款国庫支出金では、国宝重要文化財等保存活用事業費補助金として、1,264万2,000円を計上し、3款財産収入では、施設整備基金運用収入として40万円を計上し、4款繰入金では、犬山城施設整備基金より3,606万1,000円を計上し、5款繰越金では1,000円を計上し、6款寄附金では60万円を計上しました。

365ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款犬山城費では、施設管理委託料や修繕料などとして、3億1,480万2,000円を計上し、2款予備費では、1,000万円を計上しました。

なお、その他の詳細につきましては、367ページ以降の事項別明細書、378ページ以降の給与費明細書をご参照ください。

続いて、第28号議案、令和6年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第3号）について、ご説明します。

議案の1ページをご覧ください。

第1条では、予算の総額に100万6,000円を増額し、総額を3億8,305万2,000円と定めるものです。

2ページをご覧ください。

第1表では、歳入歳出予算補正のうち、歳入につきましては、3款財産収入では、施設整備基金積立金利子として、100万6,000円を増額を計上しました。

歳出につきましては、1款犬山城費では、人事院勧告に伴う給料、職員手当等及び共済費の増加分として14万6,000円を増額を計上し、犬山城施設整備基金への積立金として、100万6,000円を増額補正を計上しました。

2款予備費では、給料、職員手当及び共済費の増額分と同額の14万6,000円の減額を計上しました。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書、12ページ以降の給与費明細書をご参照ください。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 続いて、新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 私からは、第22号議案及び第29号議案について、説明させていただきます。

初めに、第22号議案、令和7年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計予算について、ご説明します。

予算書の391ページをご覧ください。

第1条では、予算の総額を6,565万8,000円と定めるものです。

392ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、1款繰入金では、一般会計からの繰入金として、6,356万3,000円を計上し、2款寄附金では、15万円を計上し、4款諸収入では、鵜飼事業運営費負担金などとして、194万4,000円を計上しました。

歳出につきましては、1款鵜飼事業費では、鵜匠の人件費のほか、鵜管理事務所の維持費や鵜の飼育費、鵜飼活性化委託など6,565万7,000円を計上しました。

なお、詳細につきましては、395ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

続いて、第29号議案、令和6年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算（第3号）について、ご説明します。

この補正予算では、人事院勧告による給与改定に伴う職員人件費を計上しています。

第1条では、予算の総額に26万8,000円を増額し、総額を6,414万4,000円と定めるものです。

議案書の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正のうち歳入につきましては、1款繰入金では、一般会計繰入金として、26万8,000円を増額補正を計上しました。

歳出につきましては、1款鵜飼事業費では、運営費として、26万8,000円を増額補正を計上しました。

なお、その他の詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 最後に、森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 私からは、第25号議案、第26号議案、第32号議案及び第33号議案について、説明をさせていただきます。

初めに、第25号議案、令和7年度犬山市水道事業会計予算について、ご説明します。

予算書の459ページをお開きください。

第2条では、業務の予定量について、給水戸数を3万1,900戸、年間総給水量を888万2,498立方メートル、一日平均給水量を2万4,336立方メートルと定めるものです。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入としましては、第1款水道事業収益で、13億2,656万8,000円とするものです。

主なものは、第1項営業収益では、給水収益などです。

支出としましては、第1款水道事業費用で、13億9,623万1,000円とするものです。

主なものは、第1項営業費用で、県営水道からの受水や水道施設の維持管理、料金収納など水道事業全般の運営に関する費用及び固定資産の減価償却費などです。

この収益的収支については、県営水道料金の改定や、電気料金の値上がりにより費用が増加する一方、給水人口が減少し、水道料金収入の増加は見込めないことから、税抜きで、8,595万2,000円の当年度純損失を見込んでいますが、当該額は過年度からの繰越利益剰余金3億5,797万9,000円により穴埋めされ、欠損金は発生しない予定です。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入としましては、第1款資本的収入で、1億8,562万9,000円とするものです。

主なものは、第4項負担金で、新規メーターの設置に係る分担金や開発に伴う工事負担金などです。

460ページをお開きください。

支出としましては、第1款資本的支出で、4億8,363万円とするものです。

主なものは、第1項建設改良費で、水道管の布設替などを行う工事請負費などです。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費として、1億3,590万4,000円と定めるものです。

第6条では、他会計からの補助金で、経費のうち一般会計から補助を受けるものとして、144万円と定めるものです。

第7条では、たな卸資産購入限度額で、2,165万9,000円と定めるものです。

なお、詳細につきましては、461ページ以降の予算に関する説明書をご参照ください。

続きまして、第26号議案、令和7年度犬山市下水道事業会計予算について、説明します。

予算書の489ページをお開きください。

第2条では、業務の予定量について、処理戸数を1万9,900戸、年間総排水量を513万立方メートル、一日平均排水量を1万4,055立方メートルと定めるものです。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入としましては、第1款下水道事業収益で、18億8,004万1,000円とするものです。

主なものは、第1項営業収益では、下水道使用料などの使用料収益です。

第2項営業外収益では、一般会計からの他会計補助金や長期前受金戻入などです。

支出としましては、第1款下水道事業費用で、18億4,804万1,000円とするものです。

主なものは、第1項営業費用では、下水道管の維持管理などを行う污水管渠費、流域下水道の施設利用に伴う流域下水道維持管理負担金、固定資産の減価償却費などです。

第2項営業外費用では、企業債の利息を支払う支払利息及び企業債取扱諸費などです。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めるものです。

490ページをお開きください。

収入としましては、第1款資本的収入で、16億4,477万2,000円とするものです。

主なものは、第1項企業債では、建設資金に充てるため借り入れる企業債、第3項補助金では、国などからの補助金などです。

支出としましては、第1款資本的支出で、21億5,160万9,000円とするものです。

主なものは、第1項建設改良費では、污水管路の建設に係る污水管路建設費、雨水管路の建設に係る雨水管路建設費などです。

第2項企業債償還金では、建設資金に充てるため借り入れた企業債の償還を行う企業債償還金です。

第5条では、企業債の目的などを定めるもので、限度額を、9億8,400万円とするものです。

第6条では、一時借入金の限度額を9億円と定めるものです。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費として、8,268万3,000円を定めるものです。

491ページをお開きください。

第8条では、他会計からの補助金で、一般会計からこの会計へ、7億1,217万9,000円の補助を受けるものです。

なお、詳細につきましては、493ページ以降の予算に関する説明書をご参照ください。

続きまして、第32号議案、令和6年度犬山市水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明します。

第2条では、収益的収入及び支出について補正をするもので、支出としましては、第1款水道事業費用のうち、営業費用で337万3,000円を増額し、総額を12億9,769万5,000円とするものです。

第3条では、予算第4条の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を6億1,121万5,000円とし、補填財源として当年度分損益勘定留保資金を2億5,271万5,000円とするものです。

支出としましては、第1款資本的支出を83万5,000円増額し、総額を7億8,784万6,000円とするものです。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を改めるもので、職員給与費を411万3,000円増額し、総額を1億1,316万2,000円とするものです。

この補正予算の内容については、人事院勧告に伴う人件費に関するものです。

なお、詳細につきましては、2ページ以降の、実施計画等をご参照ください。

最後に、第33号議案、令和6年度犬山市下水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明します。

第2条では、収益的収入及び支出について補正をするもので、収入としましては、第1款下水道事業収益のうち、営業収益で、1,868万5,000円を増額、営業外収益で5,633万9,000円を増額し、総額を18億524万8,000円とするものです。

支出としましては、第1款下水道事業費用のうち、営業費用で、3,069万7,000円を増額し、総額を17億6,092万1,000円とするものです。

第3条では、資本的収入及び支出について補正をするもので、収入としましては、第1款

資本的収入のうち、出資金で59万9,000円を増額し、総額を15億6,446万8,000円とするものです。

支出としましては、第1款資本的支出のうち、建設改良費で59万9,000円を増額し、総額を20億339万円とするものです。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を2,145万3,000円増額し、総額を9,684万4,000円とするものです。

2ページをお開きください。

第5条は、他会計からの補助金について、6億2,330万5,000円に改めるものです。

この補正予算の主な内容は、職員の退職手当と人事院勧告による人件費、消費税還付金及び流域下水道維持管理負担金の補正であります。

なお、3ページ以降に実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表及び実施計画明細書を添付しておりますので、御参照ください。

◎議長（柴田浩行君） 提案理由の説明は終わりました。

日程第6 陳情の委員会送付について

◎議長（柴田浩行君） 日程第6、陳情の委員会送付について。

2月17日までに陳情3件を受理いたしましたので、配付いたしました一覧表のとおり所管の常任委員会に送付いたします。

◎議長（柴田浩行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日26日は議案精読のため休会とし、27日午前10時から本会議を再開いたしまして、第5号議案から第7号議案まで、及び第27号議案から第34号議案までに対する審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時18分 散会